

# 標茶町耐震改修促進計画



SHIBECHA

平成20年3月

北海道 標茶町

## 【はじめに】

この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第百二十三号）第5条の規定に基づき、標茶町が策定するものであり、全国で多発する地震で本町において想定される地震について震度や建築物の被害を想定し、地震による建築物の被害を軽減させ、標茶町の地域に係る地震防災戦略の減災目的を達成するため平成27年度末までに住宅や多数の方が利用する建築物の耐震化率を9割とすることを目標に策定したものです。

住宅や建築物の耐震化は町民の方々の安全で安心な生活を確保する上で、重要な課題の一つでありますので、各種施策を展開できるよう心掛けるとともに、この計画を契機として建築物の所有者の方々をはじめ関係する皆様の耐震化に向けた取り組みが促進されることを期待します。

# 【 目 次 】

## 標茶町耐震改修促進計画

### 第1 標茶町で想定される地震による被害状況

1 - 1 標茶町における地震発生の概要	・ 1 . 2 . 3 . 4
----------------------	-----------------

4

1 - 2 標茶町における地震の想定	・ . . . . . 5 . 6
--------------------	-------------------

1 - 3 住宅・建築物の耐震化の現況	・ . . . . . 7
---------------------	---------------

1 - 4 地震防災マップ(揺れやすさマップ)	・ . . . . . 8
-------------------------	---------------

### 第2 住宅・建築物の耐震化に係る目標

2 - 1 標茶町における住宅の耐震現状推計の考え方	・ . . . . . 9
----------------------------	---------------

2 - 2 住宅の耐震化に係る目標	・ . . . . . 10
-------------------	----------------

2 - 3 特定建築物の耐震化に係る目標	・ . . . . . 11 . 12 . 13
----------------------	--------------------------

2 - 4 公共建築物の耐震化に係る目標	・ . . . . . 14
----------------------	----------------

2 - 5 優先的に耐震化すべき公共建築物	・ . . . . . 14
-----------------------	----------------

### 第3 住宅・建築物の耐震促進に向けた施策

3 - 1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備	・ . . . . . 15
---------------------------	----------------

3 - 2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及	・ . . . . . 16
---------------------------------	----------------

3 - 3 耐震診断・改修を担う技術者、事業者の育成と向上	・ . . . . . 16
-------------------------------	----------------

### 第4 計画の推進に関する事項

4 - 1 町内会等との連携	・ . . . . . 17
----------------	----------------

4 - 2 道、市町村等関係団体との連携	・ . . . . . 17
----------------------	----------------

4 - 3 計画の見直し	・ . . . . . 17
--------------	----------------

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）第5条の規定に基づき、標茶町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下、「標茶町耐震改修促進計画」という。）を平成20年度から27年度までを計画期間として定めるものとする。

## 第1 標茶町で想定する地震による被害状況

### 1 - 1 標茶町における地震発生の概要

北海道の東部地域では昭和元年（1925年）以降、現在までの83年間に震度4以上を記録している地震は76回発生している。

その中で本町での被害報告が記録されているものとして昭和30年の釧路沖、昭和37年の十勝沖、昭和62年の十勝支庁南部震央の地震、また近年特に被害甚大であった平成5年の釧路沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震等の大規模地震などが頻発している。

## 過去に道東地方で発生した震度4以上の地震

番号	発生年月日 発生時間	震央(旧測地系)	最大震度 被害状況
1	大正15年9月5日 0時37分08秒	十勝沖 M6.7 66km N 42°26.7 E 143°42.3	4 釧路市幣舞町
2	昭和5年8月26日 21時39分17秒	釧路支庁中南部 M5.4 59km N 42°57.7 E 144°45.5	4 釧路市幣舞町
3	昭和5年12月13日 23時22分49秒	日高支庁中部 M6.5 62km N 42°39.1 E 142°35.4	4 釧路市幣舞町
4	昭和5年12月24日 8時55分02秒	釧路沖 M6.3 129km N 42°46.7 E 144°03.1	4 釧路市幣舞町
5	昭和6年3月30日 2時51分51秒	釧路支庁中南部 M6.4 62km N 43°02.4 E 143°54.0	4 釧路市幣舞町
6	昭和8年3月3日 2時30分47秒	三陸沖 M8.1 0km N 39°07.7 E 145°07.0	5 岩手、宮城 4 釧路市幣舞町
7	昭和10年9月11日 23時04分07秒	根室半島南東沖 M6.9 0km N 42°44. E 146°00.	4 釧路市幣舞町
8	昭和14年10月22日 23時39分40秒	十勝沖 M5.9 7km N 42°32.4 E 144°00.2	4 釧路市幣舞町
9	昭和17年8月8日 9時20分22秒	十勝沖 M5.9 75km N 42°34.2 E 143°34.	4 釧路市幣舞町
10	昭和18年12月3日 15時52分52秒	釧路沖 M6.4 59km N 42°32.3 E 144°12.3	4 釧路市幣舞町
11	昭和20年9月19日 21時28分05秒	十勝沖 M6.6 19km N 42°08.1 E 144°09.8	4 釧路市幣舞町
12	昭和25年2月28日 19時20分56秒	宗谷東方沖 M7.5 343km N 45°53.6 E 143°31.5	4 釧路市幣舞町
13	昭和27年3月4日 10時22分43秒	十勝沖 M8.2 54km N 41°42.3 E 144°09.	5 釧路市幣舞町
14	昭和27年7月25日 7時09分22秒	釧路沖 M6.1 73km N 42°47. E 145°07.7	4 釧路市幣舞町
15	昭和28年10月14日 23時47分23秒	釧路沖 M6.3 85km N 42°53. E 144°30.5	4 釧路市幣舞町
16	昭和29年9月17日 20時52分04秒	釧路沖 M5.3 69km N 42°53.7 E 144°46.	4 釧路市幣舞町
17	昭和30年9月5日 4時09分36秒	釧路沖 M5.8 50km N 42°38. E 144°53.	4 釧路市幣舞町 釧路川二本松橋中央部約
18	昭和31年4月23日 12時31分42秒	釧路沖 M6.4 50km N 42°28. E 144°59.3	4 釧路市幣舞町
19	昭和31年10月12日 21時22分38秒	釧路沖 M6. Km N 42°07.1 E 148°30.	4 釧路市幣舞町
20	昭和33年11月7日 7時58分00秒	択捉島南東沖 M8.1 80km N 44°18. E 148°30.	5 釧路市幣舞町
21	昭和34年1月31日 5時38分59秒	釧路支庁中南部 M6.3 39km N 43°23.1 E 144°24.5	4 釧路市幣舞町
22	昭和34年1月31日 7時17分50秒	釧路支庁北部 M6.1 34km N 43°28.7 E 144°29.2	4 釧路市幣舞町
23	昭和36年8月12日 0時51分35秒	釧路沖 M7.2 19km N 42°53.9 E 145°17.4	4 釧路市幣舞町
24	昭和36年11月15日 16時17分12秒	釧路沖 M6.9 37km N 42°45.1 E 145°22.1	4 釧路市幣舞町
25	昭和37年2月21日 1時05分45秒	釧路支庁中南部 M6.2 59km N 43°04.1 E 144°57.8	4 釧路市幣舞町
26	昭和37年4月23日 14時58分13秒	十勝沖 M7.1 69km N 42°27.7 E 143°46.	5 帯広市 4 釧路市幣舞町
27	昭和37年7月18日 2時20分24秒	釧路沖 M5.9 40km N 42°43.2 E 145°05.1	4 釧路市幣舞町

番号	発生年月日 発生時間	震央(旧測地系)	最大震度 近隣地震度
28	昭和39年5月31日 9時40分38秒	北海道東方沖M6.7 43km N 43° 16.4 E 146° 58.4	4 釧路市幣舞町
29	昭和39年6月23日 10時26分39秒	根室半島南東沖M6.8 62km N 43° 04.9 E 146° 09.	4 釧路市幣舞町
30	昭和40年10月26日 7時34分24秒	国後島付近M6.8 160km N 43° 44. E 145° 31.	4 釧路市幣舞町
31	昭和42年9月19日 19時56分07秒	釧路沖M6.2 90km N 42° 46. E 145° 33.	4 釧路市幣舞町
32	昭和42年11月4日 23時30分34秒	釧路支庁北部M6.5 20km N 43° 29. E 144° 16.	4 釧路市幣舞町
33	昭和43年5月16日 9時48分53秒	青森県東方沖M7.9 N 40° 44. E 143° 35.	5 函館市美原 4 釧路市幣舞町
34	昭和43年5月16日 19時39分01秒	青森県東方沖M7.5 40km N 41° 25. E 142° 51.	5 浦河町潮見 4 釧路市幣舞町
35	昭和43年8月7日 17時00分13秒	釧路沖M5.6 80km N 42° 58. E 144° 58.	4 釧路市幣舞町
36	昭和44年1月19日 16時02分09秒	網走沖M6.7 260km N 44° 33. E 143° 29.	4 釧路市幣舞町
37	昭和44年8月12日 6時27分39秒	北海道東方沖M7.8 30km N 42° 42. E 147° 37.	4 釧路市幣舞町
38	昭和47年5月11日 9時44分55秒	十勝沖M7. 60km N 41° 14. E 143° 42.	5 浦河町潮見 4 釧路市幣舞町
39	昭和48年6月17日 12時55分01秒	根室半島南東沖M7.4 40km N 42° 58. E 145° 57.	5 釧路市幣舞町
40	昭和48年6月17日 21時14分27秒	釧路沖M5.2 40km N 42° 52. E 145° 29.	4 釧路市幣舞町
41	昭和48年6月17日 22時33分27秒	釧路沖M5.7 40km N 42° 52. E 145° 28.	5 釧路市幣舞町
42	昭和48年6月24日 11時43分21秒	根室半島南東沖M7.1 30km N 42° 57. E 146° 45.	5 釧路市幣舞町
43	昭和53年10月29日 7時46分34秒	釧路沖M5.2 70km N 42° 26. E 144° 23.	4 釧路市幣舞町
44	昭和53年12月6日 23時02分03秒	択捉島付近M7.2 100km N 44° 44. E 146° 58.	4 釧路市幣舞町
45	昭和54年12月14日 16時19分14秒	釧路沖M5.5 70km N 42° 45. E 144° 29.	4 釧路市幣舞町
46	昭和55年2月23日 14時51分05秒	北海道東方沖M6.8 30km N 43° 27. E 146° 33.	4 釧路市幣舞町
47	昭和56年1月23日 13時58分30秒	浦河沖M6.9 130km N 42° 25. E 142° 12.	5 浦河町潮見 4 釧路市幣舞町
48	昭和62年1月14日 20時03分49秒	十勝支庁南部M6.6 119km N 42° 32.2 E 142° 55.7	5 釧路市幣舞町 標茶市街ナメコ床落下
49	昭和63年10月10日 14時52分12秒	釧路沖M5.8 71km N 42° 38.2 E 144° 29.5	4 釧路市幣舞町
50	平成2年4月11日 16時53分37秒	十勝沖M5.5 69km N 42° 28.8 E 144° 09.7	4 釧路市幣舞町
51	平成3年10月25日 9時32分02秒	釧路沖M5.5 52km N 42° 43. E 144° 50.8	4 釧路市幣舞町

番号	発生年月日 発生時間	震央(旧測地系)	最大震度 近隣地震度
52	平成3年10月25日 19時39分03秒	釧路支庁中南部 M5.7 105km N 43° 12.4 E 144° 26.4	4 釧路市幣舞町
53	平成5年1月15日 20時06分07秒	釧路沖 M7.5 101km N 42° 55.2 E 144° 21.2	6 釧路市幣舞町 町内全域被害大
54	平成6年8月25日 10時24分47秒	釧路沖 M5.2 65km N 42° 45.1 E 145° 09.7	4 釧路市幣舞町
55	平成6年8月31日 18時07分29秒	根室半島南東沖 M6.3 84km N 43° 29.6 E 146° 03.8	5 釧路市幣舞町
56	平成6年10月4日 22時22分56秒	北海道東方沖 M8.2 N 43° 22.5 E 147° 40.4	6 釧路市幣舞町 町内全域被害大
57	平成6年10月9日 16時55分39秒	北海道東方沖 M7.3 km N 43° 33.5 E 147° 48.1	4 釧路市幣舞町
58	平成7年1月21日 17時47分31秒	根室半島南東沖 M6.2 60km N 43° 09.1 E 146° 43.7	4 釧路市幣舞町
59	平成7年2月15日 8時55分32秒	釧路沖 M4.8 45km N 42° 30.4 E 144° 50.4	4 釧路市幣舞町
60	平成9年6月15日 13時54分16秒	釧路沖 M5.1 98km N 42° 58.7 E 144° 12.4	4 釧路市幣舞町 3 弟子屈町美里
61	平成9年11月15日 16時05分17秒	根室支庁北部 M6.1 155km N 43° 39.9 E 145° 06.8	4 釧路市幣舞町 2 弟子屈町美里
62	平成11年5月13日 2時59分23秒	釧路支庁中南部 M6.3 106km N 42° 58. E 143° 52.2	4 釧路市幣舞町 4 弟子屈町美里
63	平成12年1月28日 23時21分08秒	根室半島南東沖 M7. 59km N 43° 00.4 E 146° 44.6	4 釧路市幣舞町 3 弟子屈町美里
64	平成12年6月13日 1時54分14秒	釧路沖 M4.7 59km N 42° 54.5 E 144° 43.	4 釧路市幣舞町 3 弟子屈町美里
65	平成15年9月26日 4時50分07秒	十勝沖 M8. 45km N 41° 46.7 E 144° 04.7	6 釧路町別保 5 町内全域被害大
66	平成15年10月8日 18時06分56秒	根室半島南東沖 M6.4 51km N 43° 40.6 E 146° 03.8	4 釧路市幸町 3 弟子屈町美里
67	平成16年4月12日 3時06分12秒	釧路沖 M5.8 47km N 42° 49.9 E 144° 59.6	4 釧路市幸町 3 弟子屈町美里
68	平成16年11月29日 3時32分14秒	釧路沖 M7.1 48km N 42° 56.7 E 145° 16.5	5 弟子屈町美里
69	平成16年12月6日 23時15分11秒	釧路沖 M6.9 46km N 42° 50.8 E 145° 20.5	5 厚岸町尾幌 5 弟子屈町美里
70	平成17年1月18日 23時09分06秒	釧路沖 M6.4 50km N 42° 52.5 E 145° 00.4	5 厚岸町尾幌 4 弟子屈町美里
71	平成17年3月12日 3時47分36秒	釧路沖 M5.1 61km N 43.00.7 E 144° 51.6	4 厚岸町尾幌 3 弟子屈町美里
72	平成17年5月19日 1時33分05秒	釧路沖 M4.8 58km N 42° 55.2 E 144° 43.2	4 厚岸町尾幌 2 弟子屈町美里
73	平成17年9月21日 11時25分08秒	国後島付近 M6. 103km N 43° 42.5 E 146° 23.8	4 釧路町別保 3 弟子屈町美里
74	平成18年6月13日 11時40分33秒	十勝支庁中部 M4.7 86km N 42° 42.1 E 143° 25.2	4 釧路市音別 1 標茶町川上
75	平成18年11月22日 20時15分11秒	北海道東方沖 M5.6 96km N 43° 54.1 E 146° 56.7	4 標津、別海、根室 2 標茶町川上
76	平成18年12月31日 7時34分40秒	根室半島南東沖 M5. 46km N 43° 15.6 E 146° 15.5	4 根室市 1 標茶町川上

## 1 - 2 標茶町における地震の想定

北海道では道東地方における地震としては、北海道地域防災計画地震防災計画編（平成14年3月）（以下、「道地域防災計画」という。）における北海道東部地震及び釧路北部地震の2つ、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門委員会」（以下、「中央防災会議の専門委員会」という。）における十勝沖・釧路沖の地震及び根室沖・釧路沖の地震の2つであり、以上のように太平洋側3つ、内陸1つの計4つを建築物等に被害を及ぼす恐れのある地震と想定する。（表1-1）（表1-2）（図1-1）参照

本町内の人的被害想定は、表1-1のとおり、重傷者は1名、軽傷者は8名である。

又、建物被害は、全壊2棟、半壊・一部損壊を含め55棟である。

表1-1 日本海溝型地震被害想定[被害想定 標茶町[予知なし・冬の朝5時]]

（単位：人、棟）

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	0 《0》	建物被害	全壊	2
	重傷者	1 《0》		半壊一部損壊	55
	軽傷者	8 《0》			

《 》：うち建物の倒壊による人的被害数

図 1 - 1 想定地震位置図

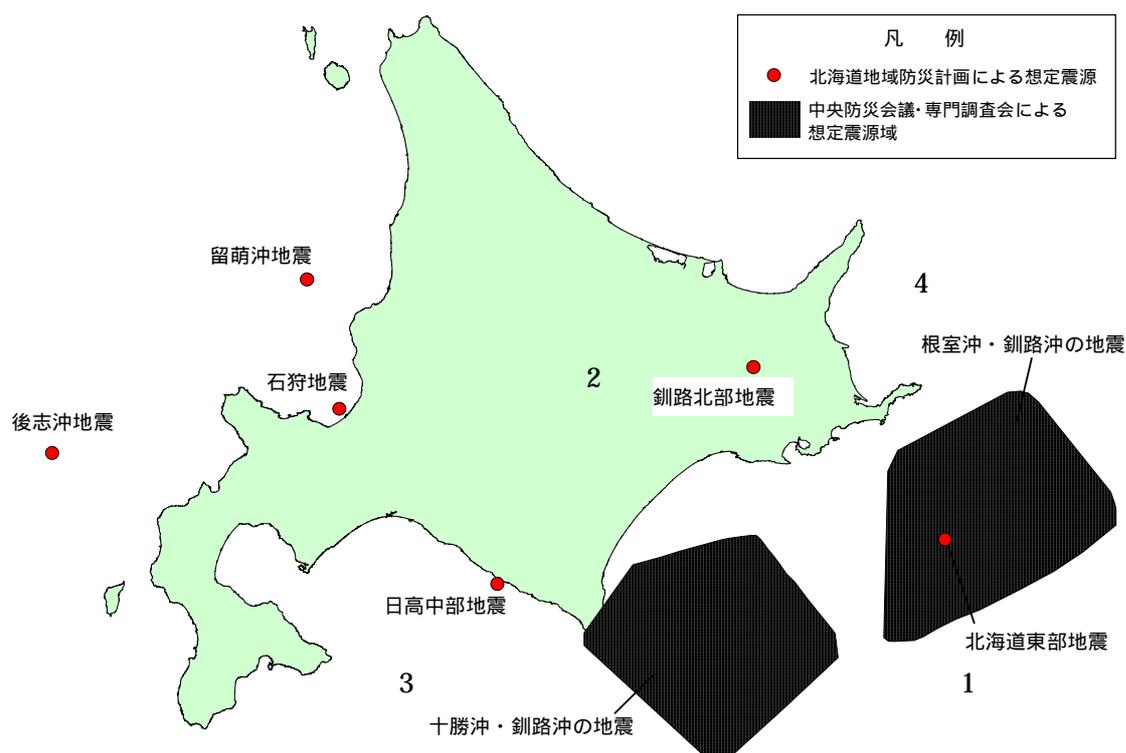


表 1 - 2 想定地震の位置及び規模

出典		地震名称	位置 (旧測地系)	規模	備考
道地域防災 計 画	1	北海道東部地震	北緯 42.5 度 東経 146 度	M8.25	太平洋側
	2	釧路北部地震	北緯 43.5 度 東経 144.5 度	M6.50	内陸
中央防災会議 の専門委員会	3	十勝沖・釧路沖の 地震	図 1 - 1 による	M8.20	太平洋側
	4	根室沖・釧路沖の 地震	図 1 - 1 による	M8.30	太平洋側

1 - 3 住宅・建築物の耐震化の現況

標茶町耐震改修促進計画における住宅・建築物の耐震化の状況把握については、民間の建築物は税務台帳の固定資産台帳を、公共の建築物は各施設台帳により調査集計することとし、「耐震化された建築物」の定義としては、阪神・淡路大震災において昭和56年の建築基準法の改正後に建設された建築物被害が少なかったことやデータ補足の容易さなどから、新耐震基準の適合により判断することとします。

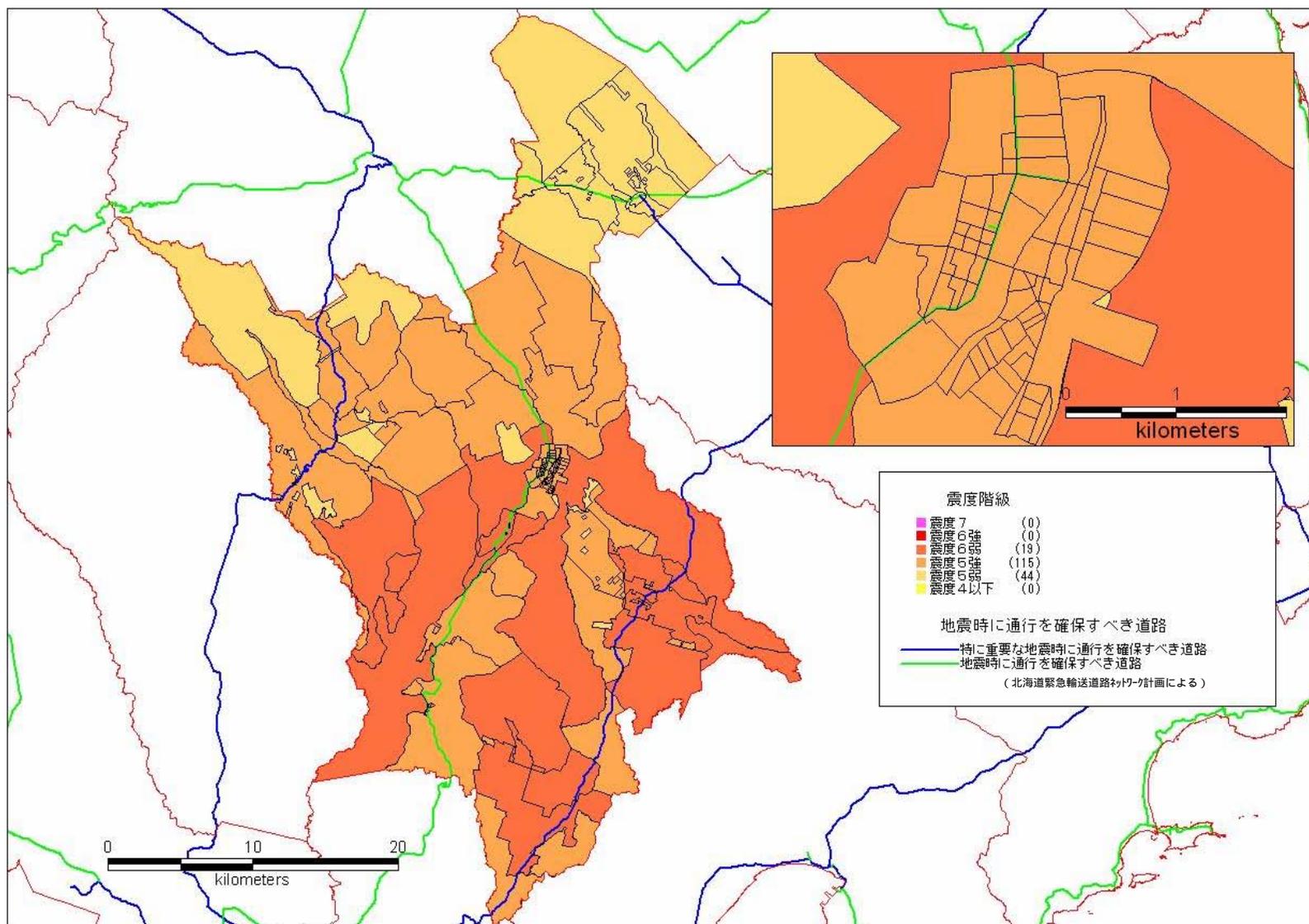
\* 昭和56年5月以前に建てられたものを「昭和56年以前」、昭和56年6月6日以降に建てられたもの「昭和57年以降」と説明しています。

表1 - 3 住宅・共同住宅調査表

(単位：戸・棟)

区分	種別		単位	昭和56年以前	昭和57年以降	合計
	民間	住宅	木造	戸	1,590	1,320
非木造			戸	305	96	401
共同住宅		木造	棟	4	34	38
		非木造	棟	1	15	16
計			1,900	1,465	3,365	
公共	住宅	木造	戸	78	69	147
		非木造	戸	256	23	279
	共同住宅	木造	棟	0	0	0
		非木造	棟	0	268	268
	計			334	360	694
合計				2,234	1,825	4,059

1 - 4 地震防災マップ 揺れやすさマップ (海溝型地震)



## 第2 住宅・建築物の耐震化に係る目標

### 2 - 1 標茶町における住宅の耐震化現状推計の考え方

住宅総数(共同住宅を含む。)4,059戸を「昭和56年以前」(2,234戸)と昭和57年以降(1,825戸)に区分します。

昭和56年以前に建設された住宅であっても、一定程度は耐震性を有していると考えられることから、種別及び構造別に耐震診断実績等により耐震性を有するものの割合を推計します。推計は戸建て及び併用、長屋の木造住宅にあっては昭和56年以前ストックの36.88%(道内実績)、同非木造住宅及び共同住宅にあっては36.88%(道内実績)が耐震性を有するものとして推計します。

表2 - 1

(単位：戸・棟)

住宅総数 4,059戸 (100%)	昭和57年以降 1,825戸 (45%)	ストック率 36.88% 824戸	耐震性を満たす 2,649戸 (65.26%)
	昭和56年以前 2,234戸 (55%)		耐震性が不十分 1,410戸 (34.74%)

## 2 - 2 住宅の耐震化に係る目標

平成19年の家屋の集計による、本町の住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅4,059戸のうち、耐震性がある住宅は2,649戸で耐震化率は65.26%である。

日本海溝型地震による人的被害を軽減するためには、減災効果の大きな耐震化に継続的に取り組む必要があり、北海道耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率は8年後（平成27年度末）に90%とすることを目標とする。

表2 - 2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(平成19年3月末日)(単位：戸 %)

	昭和57年以降の住宅	昭和56年以前の住宅	住宅数 ( + )	耐震性有住宅数 ( + )	現状の耐震化率 /	耐震化率の目標 (平成27年度末)
		うち耐震性有				
木造	1,423	1,672	3,095	2,040	65.91	
		617				
非木造	402	562	964	609	63.17	
		207				
合計	1,825	2,234	4,059	2,649	65.26	90
		824				

## 2 - 3 特定建築物の耐震化に係る目標

特定建築物の実態調査により下表のとおり、法第6条第1号に規定してる多数の方が利用する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の耐震化率は70.83%である。

特定建築物の耐震化の状況は昭和56年以前に建築された多数の方が利用する特定建築物は9施設ですが、耐震を含めた改修中施設は1施設、施設耐震診断を実施した施設数は6施設、改修中施設を除いた耐震診断実施率は77.78%である。なお、耐震診断未実施2施設については平成20年度実施予定である。また、耐震診断実施結果について、6施設中2施設を除き耐震性が無い状態であった。

日本海溝型地震による経済被害額を軽減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、多数の者が利用する特定建築物全てが町有施設であることを勘案し耐震化率を8年後（平成27年度末）に100%とすることを目標とする。

表2 3 1 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

(単位：棟 %) (平成19年3月末現在)

	昭和57年 以降の建築 物	昭和56年 以前の建築 物	建築物数 ( + )	耐震性有建 築物数 ( + )	現 状 の 耐震化率 /	耐震化率の 目標 (平成27 年度末)
		うち耐震 性有				
法第6条第 1号	15	9 2	24	17	70.83	
法第6条第 2号						
法第6条第 3号						
合 計	15	9 2	24	17	70.83	100

表2 - 3 - 2 特定建築物用途別内訳

(単位：棟 %)

特定建築物		昭和57年以降の建築物	昭和56年以前の建築物	建築物数 (+)	耐震性有建築物数	耐震化率 (/)	耐震化率の目標(平成27年度末)		
法	用途								
法第6条第1号	災害時の拠点となる建築物	町役場、警察署、消防署、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	5	9	14	7	50.00		
		公共建築物	5	9	14	7	50.00	100	
		民間建築物	0	0	0	0	0.00		
	不特定多数の者が利用する建築物	飲食店、ホテル・旅館等	0	0	0	0	0.00		
		公共建築物	0	0	0	0			
		民間建築物	0	0	0	0	0.00		
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	10	0	10	10	100.0		
		公共建築物	10	0	10	10			
		民間建築物	0	0	0	0	0.00		
	計		15	9	24	17	70.83	100	
			公共建築物	15	9	24	17	70.83	100
			民間建築物	0	0	0	0.00	100	
同2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		0	0	0	0			
		公共建築物	0	0	0	0			
		民間建築物	0	0	0	0			
同3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0.00(0)		
		公共建築物	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)		
		民間建築物	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0.00(0)		
計		15	9	24	17	70.83			
		公共建築物	15	9	24	17	70.83		
		民間建築物	0	0	0	0	0.00		

国の耐震化率の算定方法に準じて推計

( )は、平成27年度までに耐震化を図る地震時に通行を確保すべき道路

(法第5条第3項第1号に基づき指定する道路)に面する特定建築物数(内数)

耐震改修促進法第6条第1号に規定している建築物

表3 - 2 - 3

規 模	用 途
2階以上かつ 500㎡以上	幼稚園、保育所
2階以上かつ 1000㎡以上	小学校、中学校、老人ホーム、老人短入所施設、老人福祉施設、 児童厚生施設、身体傷害福祉センターその他これに類するもの
階数に関係な く1000㎡ 以上	体育館（一般公共に供されるもの）
3階以上かつ 1000㎡以上	小学校、中学校以外の学校 スケート場、水泳場その他これに類するもの 病院・診療所 集会場・公会堂、展示場 マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル・旅館 賃貸住宅（限定 共同住宅）、寄宿舍、下宿 事業所 博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場 飲食店料理店ダンスホールその他これに類するもの 理容店質屋貸衣装屋銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 工場（除危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する） 車両の駐車場で、旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 郵便局、保健所、税務署これに類する公益上必要な施設

## 2 - 4 公共建築物の耐震化にかかる目標

公共施設は住宅を除き平成 19 年 3 月 31 日現在 138 施設ありますが、格納庫や畜舎等の施設と特定建築物を除くと 77 施設である。昭和 56 年以前の建物は 43 施設、耐震診断実施済は 9 施設、「耐震性有り」施設は 2 施設となり、公共施設の耐震化率は 46.75% となった。

残り耐震診断未実施の 34 施設と実施済 7 施設と併せた 41 施設については、診断の実施と施設の建替え、解体、用途変更等利用状況を確認し年次的に耐震を含め改修を行い平成 27 年度末までに耐震化率 100% とすることを目標とする。

## 2 - 5 優先的に耐震化すべき公共建築物

本町では、学校・庁舎・避難施設等の公共建築物については、現有施設の利用に即した優先すべき建物の順に年度別に耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標に取り組むものとする。

町立小・中学校の校舎及び体育館の耐震診断を平成 18 年度に行った結果が平成 19 年 8 月文部科学省により公表されたところであり、校舎及び体育館のほか公共建築物については計画的に耐震診断を行い状況により順次改修を行うものとする。

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる役場庁舎、学校教育施設・避難所として利用する各種集会施設及び福祉施設等

### 第3 住宅・建築物の耐震促進に向かう施策

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

#### 3 - 1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、（無料の）耐震診断及び標茶町における耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

本町では建設課を耐震改修相談窓口として、町民からの建築相談に応じることとし、技術的な相談には釧路支庁建設指導課をはじめ町内建設業者や設計事務所等と連携を図り、契約や金銭上のトラブルについての相談は消費相談窓口と連携をとって対応する。

### 3 - 2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識

#### ハザードマップの作成

町では、ハザードマップを作成し、町民全戸に配布する等周知に努める。

#### パンフレットの作成、ホームページ等とその活用

町では、全戸配布用の耐震改修の啓発チラシのほか、耐震補強の流れを説明したパンフレット、耐震診断を実施した方向けの「リーフレット」、耐震補強を具体的に考えている方法の「木造住宅耐震リフォーム事例集」など各種チラシ、パンフレットを作成配布していくとともに、標茶町役場公式ホームページに内容掲載するなど、町民に不安の無い様説明等対応に努力する。

また、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及を図る

### 3 - 3 耐震診断・改修を担う技術者・事業者の育成の向上

#### 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

##### 専門技術者、事業者の紹介体制の整備

「既存住宅耐震改修補助事業」の円滑な執行が図れるよう、町内外建築関連業者に対し各種研修会や会議の開催案内を行うとともに、標茶町建築業協会を通じ制度理解のための説明会を行い資質の向上を図る。

北海道や建築関係団体が開催した講習会を受講し、安心して補強工事の相談ができ、良心的な補強設計・工事の施工ができる建築士、大工、工務店を紹介するとともに役場庁舎や公民館などにその名簿を配置する。

## 第4 計画の推進に関する事項

### 4 - 1 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町内には現在5つの自主防災組織のほか、各町内会福祉及び防災部等においても持続的活動を行っている。

町は、これら町内会・地域会や自主防災組織、町内企業等を通じ、防災対策の啓蒙をはかるとともに各種会議等で耐震診断及び耐震改修の推進啓発等を図る。

### 4 - 2 道、市町村等関係団体との連携

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ天井の崩落するおそれのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう北海道と連携して指導しており、今後も、引き続き、指導していく。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、北海道を通じ不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

### 4 - 3 計画の見直し

本計画は、原則5年ごとに検証する。

耐震改修促進計画を実施するに当たり、庁内会議等を活用し推進に心掛けるほか、必要な事項は別途定める。